

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

補助金の額の確定後に補助金に不足があったことが判明した場合における不足額の交付手続について定める。

2 規則の概要

(1) 交付額確定通知により確定された補助金の額が不足する場合におけるその不足額の交付については、知事が別に定める手続によるものとする。

(2) 施行期日は、公布日とする。